

評価結果報告書〈事後評価〉

研究の実施者	法務総合研究所
研究課題	性犯罪者に関する多角的研究
事業等の内容	<p>1 課題・ニーズ 最近発生した凶悪な性犯罪を契機として、性犯罪者に関する事項が世間の耳目を集め、刑事政策上、性犯罪者への対応の在り方が喫緊の課題となっている。当所において、今後、性犯罪者に関する調査・研究を実施するに当たり、性犯罪者対策に先進的に取り組んでいる諸外国の施策について情報収集する必要がある。</p> <p>2 目的・目標 本研究では、諸外国における性犯罪者を対象とする処遇プログラムの有無、内容、効果等についての調査を行うことにより、我が国における性犯罪者に対する処遇施策その他の施策を検討するための基礎的な資料を提供することを目的とする。</p> <p>3 具体的内容 (1) 研究期間 平成18年度の1か年計画 (2) 研究予算額 平成18年度 7,834千円 (3) 研究内容 ア 性犯罪者対策に関する海外の文献・資料収集 諸外国の実情調査を行うに当たり、海外における性犯罪者対策に関する文献・資料を収集する。 イ 諸外国実情調査 諸外国における性犯罪者関連の法制度、処遇プログラムの視察・情報収集を行う。具体的には、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ等、性犯罪者対策に先進的に取り組んでいる国の施策全般について情報を収集する。</p>
事前評価の概要	<p>【必要性】 最近発生した凶悪な性犯罪を契機として、性犯罪者への対応の在り方が社会問題になってしまっており、本研究を行う必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、実際に検察官として性犯罪者が犯した事件について捜査・公判の実務経験のある研究官を中心に、刑務官・保護観察官として性犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官も参加して行うものであり、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は、我が国における性犯罪者の実情を多角的に把握し、処遇対策その他の施策を検討するための基礎的な資料となることが期待される。</p> <p>【評価】 本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として</p>

提供するなどの成果が期待される。

事後評価の内容

1 目的等の実現状況

まず、国内において入手可能な文献等により、諸外国における性犯罪の概要、動向及び対策について基本的な情報を収集し、その一部を平成18年版犯罪白書において紹介した。次いで平成18年11月から平成19年2月にかけて、性犯罪対策に先進的に取り組んでいる英国、フランス、米国、ドイツの関係各機関へ当所研究部研究官及び研究官補が赴き、各制度が設けられた背景事情、実務における運用状況、効果及び問題点等について詳細な情報を収集した。これらの調査結果については、現在、研究部報告（概要については別添参照）として発刊すべく取りまとめ作業を行っており、今後我が国の中長期的な性犯罪対策検討のための基礎資料として活用する予定である。

2 評価結果

本研究は、諸外国における性犯罪の動向及びその対策について、文献及び実地調査により実情を明らかにしたものであり、その成果の一部は平成18年版犯罪白書に掲載されるなど、今後の我が国における性犯罪対策を検討する上での有益な基礎資料が得られており、これらの資料については、今後研究部報告に取りまとめて関係各機関（法務省各局課、検察庁等の法務省関係各機関、警察庁、最高裁判所等）に配布する予定であり、幅広く活用されることが見込まれることから、期待された効果が得られたという点において、有効性が認められるところである。

また、近時の性犯罪をめぐる社会の関心の高まりを踏まえると、性犯罪に関するこのような研究を現時点において実施し、その成果を、今後の再犯防止施策等に役立てていくことは、必要性の観点から高く評価できるほか、本研究は、検察・矯正・保護の各実務経験を有する研究官らによって実施されており、実務上の視点からの実情調査をも行うなど、効率性の観点からも高く評価できるところである。

このように、本研究については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところ、性犯罪については、その再犯防止対策として、平成18年度から、性犯罪者に対し矯正・保護を通じて性犯罪者処遇プログラムが実施されていることから、その効果検証の結果等を踏まえ、今後、必要に応じて諸外国における性犯罪者対策について、引き続きその効果を調査・検証する必要があると思われる。

備考	別添：「性犯罪者に関する多角的研究」の概要
----	-----------------------